

4 向中野館について

既存の遺跡登録範囲の向中野館遺跡の発掘調査は今回の第12・13次調査で終了することとなる。今回の調査では向中野館を囲む堀の南辺が一部検出され、一応、向中野館の範囲を明確にすることができた。しかし、堀南辺は細谷地遺跡の範囲にかかる部分もあり、この細谷地遺跡にかかる部分の南東側は未調査であり（平成22年度調査予定）、既存範囲の向中野館遺跡の発掘調査が終了しているが、実際の「向中野館」の全域の調査が終了している状況ではない。既存範囲と実際の向中野館の範囲に齟齬が生じているのである。そしてさらに、細谷地遺跡第25次調査において検出された堀外部の掘立柱建物の存在から、堀で囲まれた範囲の南側外部にも、関連する遺構が展開する可能性も示唆され、よって、向中野館の総合的な考察は、細谷地遺跡も含んだ未調査部分の調査が終了した段階でおこなうのが妥当と考える。よって、ここでは、これまでの調査データから推測される向中野館の諸状況を提示するに留めたい。

（1）志和軍戦記に登場する向中野館

向中野館を語る場合に必ず引用されるのは「志和軍戦記」である。「志和軍戦記」は近世後半成立と推測される創作物語であり、斯波氏と飯岡氏の争いを題材としたものである。向中野館が登場するのは以下の文章である。

此城（飯岡城）と申は小城といえども前は平地に大堀を構え渡れば大堀をへだてて大木の松山なり、左右は谷地野川原大堀を構へ、御本丸、二の丸、若の館迄は要害堅古の館なり、是も秀衡の郎徒なれば威勢日増盤石に見え候。扱又飯岡の目付岩倉常太郎と申もの小館に居城して万事を下知し居けるが、太田鞠負は太田館に住居して北の押へと承り、杉山一學湯澤村大館に居住して南の押へと承る、東野文七向中野館に居住して東の押へと承る、彼等四人は東西南北の押へと承る。

これは即ち、飯岡氏の本城である「飯岡城」の東西南北に城館を構え、飯岡城の防御にしたという記述である。この中で「向中野館」は「東の押へ」であり、城館の主を「東野文七」とする。

「志和軍戦記」は昭和三年（1928年）刊行の南部叢書第二冊に所収されているが、その解題によると、嘉永七年（1854年）奥書のものを底本とし、他に文政十年（1827年）奥書本、明治三年（1870年）奥書本を用いて校訂したとある。これらの奥書本の存在から「志和軍戦記」は19世紀前半頃に執筆され、各所で写筆されたと推測される。作者は不明であるが、城館の位置関係などは割合に正確であり、地域の伝承も物語に取り入れており、紫波地域に土地勘のある人物の筆と考えられる。地域の歴史を題材とした物語であることは、紫波地域の人々の興味を強く引いたと考えられ、多数の写本が作られ、多数の人々が物語を読んだと想像される。また、直接に物語を読まなくても、物語の内容が口間に流布し、多くの人々が物語の内容を把握していた状況も想像される。19世紀前半頃の紫波郡界隈の状況としては、「志和軍戦記」の内容が歴史的事実として多くの人々に認識されていたと推測される。

「志和軍戦記」はあくまで創作された物語であり、その内容は全く荒唐無稽なものである。例えば、場面が建久年中（1190～1199年）から、登場人物がそのまで、いきなり「天文三年（1534年）」へと場面が移行する時間設定や、飯岡氏が志和・岩手の「境奉行」なる職を「伊達大守秀衡」という人物から仰せつかったというように、近世大名伊達氏と奥州藤原氏のイメージが混在した全く架空の



第90図 向中野館の位置

人物が登場し、さらに、「伊達大守秀衡」は鎌倉勢の「義経公」に攻め滅ぼされるという驚くべき設定となっている。創作物語の設定について言上げする必要は全くないのであるが、示したいのは「志和軍戦記」に遺跡として現存している城館が登場しても、それは作者によって創作された設定であり、歴史的事実を反映している可能性は非常に低いということである。よって「志和軍戦記」の記述から「向中野館」が飯岡氏や飯岡館との関連を推測するのは不適切なことである。また向中野館の住人についても、「東の押へ」の向中野館の主の名字が「東野」というのも、作者の創作した語呂合わせにすぎないと考えられる。

そもそも、「志和軍戦記」に登場する「向中野館」が、本報告書の向中野館遺跡に相当するか否かも疑問は多い。向中野館遺跡は発掘調査前まで土壘が残存し、堀の痕跡も認識できる状況にあり、堀で囲まれた城館の存在は認識できる状況であった。そして、地域では向中野館遺跡近辺を「館」と呼称していたようである。これは明治初年の地籍図に遺跡近辺を走る農業用水路が「館溝」と記載されていることからも伺える。このように向中野館遺跡が「館」と認識され、周辺が「館」と呼称されていたことは確かなのであるが、この「館」が元来、「向中野館」とも呼称されていたことには疑問が多い。その理由として上げたいのは向中野館遺跡が所在する場所は「飯岡新田才川」地内であり「向中野」には属していないという事実である。多くの場合、中世城館遺跡はその所在地の地名を用いて呼称されており、隣接地とはいえ、所在地の地名ではない「向中野」の地名を冠するのは如何にも不自然である。さらに、飯岡新田は平成三年の合併前まで紫波郡都南村に属し、藩政時代には飯岡新田（村と同等の行政単位）の範囲内で志和郡（近代以降紫波郡）に属している。飯岡新田の成立は近世初めの鹿妻穴堰開削後の新田開発によるものと考えられるが、「飯岡」の名を冠することから、近世初頭から飯岡村の範囲内、つまり志和郡に含まれていたと推測される。一方、「向中野」は都南村との合併以前から盛岡市に含まれており、昭和三十年の合併前までは岩手郡太田村に属し、藩政時代は向中野村の範囲内で岩手郡に属していた。このように「向中野」は岩手郡に属する地域であるが、向中野館遺跡の位置する「飯岡新田」は近世初頭から志和郡に属しているのである。飯岡新田と向中野は隣接する地域であるが、属する郡が異なるという大きな区域の相違点が存在するのである。これにもかかわらず、志和郡飯岡新田に所在する「館」を岩手郡内の地名を冠して「向中野館」と称するのはますます不自然に感じられる。

「志和軍戦記」の作者が飯岡城（館）の東の押えと設定した「向中野館」が、実際のどの居館を念頭に入れて想定したものかは明らかではない。飯岡館との位置関係を考えると、それが本遺跡「向中野館」である可能性も高い。その場合、作者が所在地を間違え、「向中野」の地名を冠したか、または「飯岡新田」という近世に成立した新しい地名では、物語の雰囲気を損ねるため意図的に「向中野」の地名を用いた可能性もある。あるいは、具体的な城館遺跡を想定せず、飯岡館の所在する飯岡村（上飯岡、下飯岡双方を含めた）の東隣が向中野村ということから、架空の「向中野館」を設定した可能性も考えられる。

本遺跡周辺の「館」と呼称されていた城館跡が「向中野館」と称されるに至ったのは、「志和軍戦記」の地域への流布によるものと推測される。作者の「向中野館」の設定が何所であったかは不明であるが、「志和軍戦記」の記述やその内容の流布から、飯岡館の東に位置する飯岡新田才川の「館」が「志和軍戦記」に登場する「向中野館」であるという認識が地域の人々に定着することになり、現在の行政上の遺跡名に至っていると推測される。「向中野館」は、城館の機能時から「向中野館」と称されていたのではなく、19世紀前半成立の「志和軍戦記」の記述から定着した名称と考えられる。

(2) 向中野館の位置

向中野館遺跡は盛岡市飯岡新田に所在する。平成三年の合併以前は紫波郡都南村飯岡新田に属し、その領域は藩政時代の「飯岡新田」に以来のものである。藩政時代の飯岡新田は村と同等の行政単位であり、明治十年（1877年）の「岩手縣管轄地誌第二號之三 陸中國紫波郡飯岡新田」（岩手縣編2003「岩手縣管轄地誌第3卷紫波郡（1）」には来歴が以下の様に記されている。

本村古時岩手郡ニ属シ上下飯岡村ト一村タリ、天正十六年本郡（志和郡・紫波郡）ニ属シ、寛永年中新タニ開墾シ、貞享ノ頃分テ三村トナル。

これによると飯岡新田は寛永年間（1624～1644年）に開墾が始まり、行政単位としては貞享年間（1684～1688年）頃に成立した旨が記されている。寛永年間の開墾は鹿妻穴堰開削による用水路設置によるものと推測され、「新田」の名称もこの開墾によるものと理解される。そして、開墾時及びそれ以前は、後に飯岡新田となる範囲は飯岡村の領域に含まれていたと記述される。

飯岡新田及び飯岡村の範囲は志和（紫波）郡に属している。下飯岡村から飯岡新田の範囲の形状は、北側に細長く突出し、さらに、北端部が東側に鉤形に出張ている。この下飯岡村から飯岡新田の突出は向中野村の範囲に食い込んでおり、北側のみならず西側、東側が向中野村と接し、鉤形の出張り部分は南側さえも向中野村と接している。向中野村は藩政時代も岩手郡に属し、下飯岡及び飯岡新田の突出は岩手郡の範囲に志和郡の領域が食い込んでいる形状となる。そして突出の最先端部の鉤形部という特徴的な地点に「向中野館遺跡」が位置することになる。この志和郡と岩手郡の境界が何に由来するのかは明確ではない。少なくとも、大きな自然地形の変化（もちろん零石川の旧河道も）は存在せず、自然地形による境界とは考え難い。これは古代集落の広がりからも示されることで、細谷地遺跡と向中野館遺跡の土師器竪穴住居の集落は連続する一連のものであり、藩政時代以降の郡の境界を跨いで古代集落が広がっており、その両遺跡の間には何らの地形上の変化は存在しない。これらの点から、この飯岡新田と向中野の境界、即ち志和郡と岩手郡の境界は何らかの人為的な理由により設定された境界線と理解すべきであろう。大略的に見れば、北上川西岸における志和郡と岩手郡の境界は零石川の流路をその境界とするのが一般的な見解と思われる。建郡時に造営された志和城は零石川の南岸に位置しており、当初の志和郡の範囲の設定が零石川をその北限としていた可能性は高いと思われる。そして、建郡以降の零石川の河道変化は、局所的には著しいものがあったが、志和城より南側を流れるような大規模な変化はなかったと考えられる。志和郡と岩手郡の境界が零石川の南岸に複雑に展開することになったのは、中世以降の当該地域における、斯波氏と南部氏傘下の岩手郡諸勢力の抗争によるものと推測され、その境界ラインは両勢力の一進一退により流動的に変化していた状況が推測される。飯岡新田の範囲が、向中野の範囲内に不自然に突出している境界ラインも、両者の抗争の中のある段階の前線であり、その境界の突出部に示威のため、城館を構築したものと推測するのが妥当と考える。この城館がどちらの勢力のものであるのかは判断が難しいが、向中野館は志和郡の突出部に所在することからすると、斯波氏側の勢力による構築の可能性が高い。

先に示した「岩手縣管轄地誌第二號之三 陸中國紫波郡飯岡新田」では飯岡村（飯岡新田を含む）は、元は岩手郡に属していたものが、天正十六年から志和郡に含まれるようになった旨が記される。飯岡村が岩手郡に含まれていたというのは不審であり、これが事実か否かは不明であるが、天正十六年は斯波氏が滅亡した年である。これまで、南部勢と岩手郡諸勢力により実質的に掌握されていた飯岡村付近が、斯波氏の滅亡を受けて、本来の所属の志和郡に復したという意味の記述とも推測される。